

【別紙2】

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
<b>【音楽】</b> クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	<b>【音楽】</b> ロックコンサート、ポップコンサート 等
<b>【演劇等】</b> 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	<b>【スポーツイベント】</b> サッカー、野球、大相撲 等
<b>【舞踊】</b> バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	<b>【公営競技】</b> 競馬、競輪、競艇、オートレース
<b>【伝統芸能】</b> 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	<b>【公演】</b> キャラクターショー、親子会公演 等
<b>【芸能・演芸】</b> 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	<b>【ライブハウス・ナイトクラブ】</b> ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
<b>【公演・式典】</b> 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
<b>【展示会】</b> 各種展示会、商談会、各種ショー	

・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれかに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある

・イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知より抜粋)